

地域で設置する防犯カメラに必要な経費の一部を補助します！

～令和7年度 防犯カメラ設置費補助制度～



1 補助の要件

(1) 設置目的

不特定多数の人が利用する道路をメインに撮影し、地域における犯罪の防止を目的に設置された防犯カメラ。

※マンションの入口や駐車場等を撮影する防犯カメラは対象外となります。

(2) 設置する団体

自治会又は地域住民等で組織された防犯活動団体（＊商店街団体含む）

(3) 設置及び管理方法

- 防犯カメラの設置について、設置場所の使用許可及び周辺住民の承認が必要となります。
- 管理責任者を指定するなど、「相模原市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、設置・管理、運用することが必要となります。
- 犯罪の抑止効果を高めるとともに、個人情報保護の観点から、防犯カメラが設置されていることと設置者がわかるような看板を目立つように設置してください。

2 補助の金額

(1) 補助対象経費

防犯カメラや録画装置の機器購入費用、設置工事費用、看板製作費用など。

※次の防犯カメラも補助対象となります。

ア これまでに補助を受け設置した防犯カメラで、機能強化（撮影範囲の拡大等）を伴う更新での設置

イ 契約終了時に所有権移転するリース契約での設置

※1団体あたり5台まで申請可能ですが、予算に限りがありますので、申請台数全てが補助されるとは限りません。

※保守点検費用・修理費用及び電気料金等の維持管理費は対象となりません。

(2) 補助金額

- ア 補助対象経費の9／10
イ 12万円
- } いずれか低い額（千円未満の切捨て）
（※カメラ1台ごとに計算）

3 申請方法・受付期間等

申請を行う前に「事前協議書」を作成し、受付期間内に、直接又は郵送で、交通・地域安全課まで提出してください。

◆事前協議書受付期間 令和7年5月1日から7月31日まで（必着）

4 問い合わせ先・提出先

市民局 交通・地域安全課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-769-8229